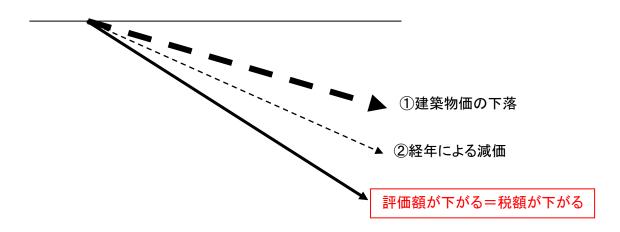
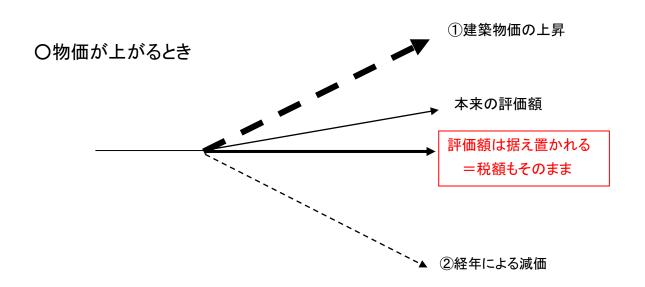
評価額 = 前年度における再建築費評点数 × 損耗の状況による ※ 評点一点 当たりの価額 当たりの価額 がでは、 「国より決定される) ②経年による減価(何年経過しているか?)

## 〇物価が下がるとき



経年による減価かつ建築物価の下落により、評価額が下がります。評価額が下がると、 税額も下がります。



経年による減価があっても建築物価の上昇により、本来の評価額は上がります。しかし 実際の評価額は据え置かれるので、税額もそのまま据え置きとなります。